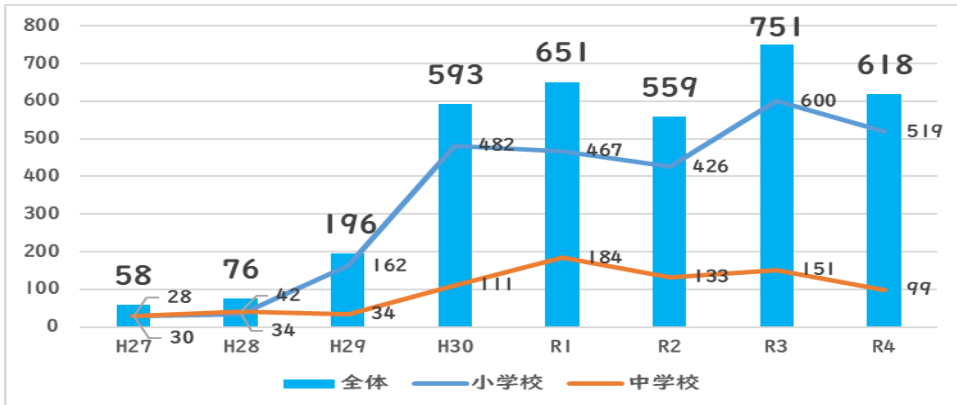


# 高山市における「いじめ問題の現状といじめに係る取組」について

## 1 高山市のいじめの認知件数について ※令和4年度は2月末現在の数値



「認知件数」とは、被害児童生徒に対して起きたいじめの中で、1回目に起きたものをカウントしている。(統計上、認知件数＝被害児童生徒数となっている)

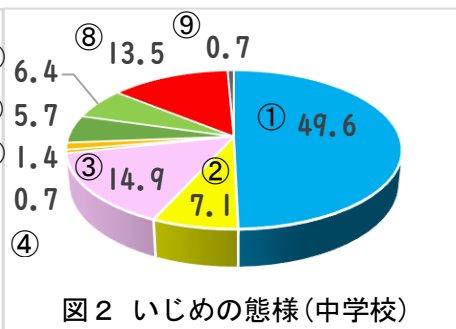
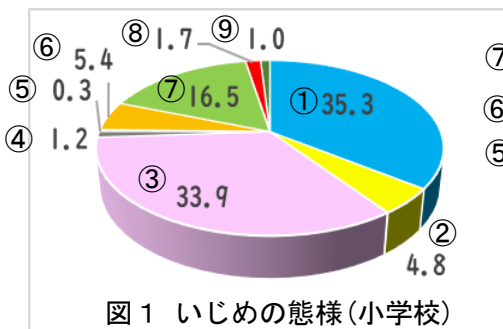
- ・ H29年度に国より、「児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする」との認識が示され、市でも、当該児童生徒が嫌な思いをしたのであれば積極的にいじめと認知し、対応するよう学校へ指導した。結果、平成30年度からいじめの認知が大幅に増えている。
- ・ 令和2年度に減少したのはコロナ禍による4・5月が臨時休校の影響もあり、児童生徒の物理的な接触の時間や児童生徒間でのやりとりする活動等が減少したことが影響していると考えられる。
- ・ 令和4年度の認知件数は、2月末時点618件であり、昨年度と比較すると減少に転じる見込みであるが、H30年以降の認知件数は高止まりの傾向がみられる。

今後もわずかな変化も見逃さず、積極的な認知に努めるとともに、トラブルを未然に回避する方法や自他を大切にすることを育てる指導の充実を図っていく。

## 2 高山市におけるいじめの態様

発生したいじめは、以下の①～⑨の態様に分別される。

- ①冷やかしかからかい、悪口などを言われる
- ②仲間はずれ、集団により無視される
- ③軽くぶつかる、たたく、蹴る
- ④ひどくぶつかる、たたく、蹴る
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠す、盗む、壊す、捨てられるなど
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨その他



自分の携帯電話所持  
 小学校高学年 40.5%  
 中学校 67.3%

通信ゲーム機所持  
 小学校高学年 79.0%  
 中学校 84.9%

R4 情報モラルアンケート調査より

上図は、小・中学校のいじめの態様別のグラフである。小・中学校とも昨年度同様、①、③の割合が高い。軽はずみに、相手が傷つく言葉を口にしたり、感情がコントロールできず、手を出したりという事案である。アンガーマネージメントの指導やエンカウンター等の実践により、自己の感情をコントロールする力や他者と良好な関係を築く力を今後も育てていく必要がある。

また、⑧の事案の報告が中学校の割合が高い。学校に一人一台タブレット端末も導入されたこともあり、子どもたちが端末に触れる機会が多い。こうした中、学校では児童生徒と共に保護者に粘り強く情報モラル教育や啓発活動を行っていくことが重要である。学校では、「危険だから使用を遠ざける指導」ではなく「自ら判断し正しく活用する力を育む指導」を進めており、現在は、自分だったらどうするかということを子どもたちに投げかけ、自分ごととして考えさせる指導を大切にしている。

### 3 今年度の各学校の取組と来年度に向けて

各学校では「対話の重視」をキーワードに掲げ、いじめの早期発見・対応に向けて「SOS の出し方教育」と「マイサポーター制度」等を浸透させるよう実践してきた。スクールカウンセラーと連携して SOS の出し方の授業を実践したり、児童生徒が指名した学校職員が日常的に相談に乗ることができる体制づくりを進めてきた。

いじめ認知のきっかけが「児童生徒」である割合	
小学校：R1：38%→R2：50%→R3：56%→R4：57%	※残りのきっかけは約2割が学校職員
中学校：R1：55%→R2：60%→R3：62%→R4：62%	約2割が保護者からの情報により認知

児童生徒からの情報（本人の訴え、アンケート、他の児童生徒が相談等）によりいじめを認知した割合は上記のように変化している。学校が相談しやすい環境づくりに努め、子どもとの信頼関係づくりを大切にしてきた1つの成果であると分析している。今後も相談しやすい環境づくりに努めるとともに、来年度は、「魅力ある学校・学級づくり」と「いじめを許さない学校風土づくり」をキーワードとしていじめの未然防止の取組に力を入れて取り組んでいく。

### 4 いじめ防止アドバイザーの派遣について

市では令和3年に「いじめのない明るい都市づくり基本方針」を改定し、令和3年度よりいじめ防止アドバイザー派遣事業を行っており、本年度は2年目となる。

<いじめ防止アドバイザーの今年度の主な活動内容>

- ・すべての小・中学校へ年間に3回程度計画的に訪問し、授業参観や管理職等との面談を実施し、各校のいじめに係る対応や未然防止に向けた魅力ある学校づくりに向けての指導・助言を行う。
- ・各校からの毎月のいじめ報告の内容や対応状況等を把握し、その後の継続的な見守りを支援する。深刻な事案につながる可能性があるものについては、当該学校を訪問し直接的に指導・助言する。
- ・校長・教頭研修会やいじめ問題対策協議会、各学校からの依頼を受けて、講師として研修を実施する。
- ・保護者や児童生徒を対象にいじめ問題について考える講話や授業を実施する。

<いじめ防止アドバイザー派遣の今年度の成果（○）と課題（●）>

- 学校生活を多様な個性にできる限り対応できるよう改善したり児童生徒が自分たちで決めて活動する機会を増やしたりして、児童生徒の目線に立った魅力ある学校づくりを推進しようとする学校が増えつつある。
- 軽微なものも見逃さず、いじめを積極的に認知し対応する学校体制が充実し、各学校とも積極的ないじめの認知と事案に対しての対応を行っている。
- 児童生徒が自分たちでいじめ問題を考えたり解決したりする活動を啓発し、子どもたち自身にいじめを許さない姿勢を育てていく必要があるため、来年度は学校の枠を超えた生徒会での交流を行う。
- 繰り返し加害者または被害者となる児童生徒への支援方法を考えていく必要があり、被害側のみならず加害側への定期的な面談を丁寧に行っていく必要がある。